

## 磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領（福田・竜洋地区）

### 1 業務の目的

磐田市（以下「本市」という。）は、令和4年7月1日から実施する、市民が指定ごみ袋等で排出した家庭系一般廃棄物（可燃ごみ、プラスチック製容器包装、金物・小型電化製品、有害ごみ、埋立ごみ、空き缶、スプレー缶及び廃食用油）を適正に収集・運搬し、市域の生活環境の保全を図るため、磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務（以下「本事業」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するにあたり必要な手続きを定めるものである。

### 2 事業概要

- (1) 業務委託名 磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（福田・竜洋地区）
- (2) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年6月30日（水）まで

※磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第14号）第2条の規定に基づく5年間の長期継続契約

- (5) 契約限度額（消費税相当額を含む）

令和4年度	金56,148,000円
令和5年度	金74,856,000円
令和6年度	金74,856,000円
令和7年度	金74,856,000円
令和8年度	金74,856,000円
令和9年度	金18,714,000円
総 額	金374,286,000円

※長期継続契約にあたっては、令和5年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は契約を変更又は解除することができる。また、市がこの契約を解除することに伴い、業務履行者に損害を与えたときは、市はその損害を賠償する責任を負う。この場合における賠償額は双方協議して定めるものとする。

※令和4年度における実施期間内訳

準備期間：契約締結日から6月30日まで

実施期間：令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

※令和9年度における実施期間内訳

実施期間：令和9年4月1日から6月30日まで

### 3 スケジュール

	項目	期間等
1	公募	令和3年11月24日(水)
2	質疑受付※メールによる	令和3年11月24日(水)～12月2日(木)15時必着
3	質疑回答日	令和3年12月8日(水)
4	参加表明書受付	令和3年11月24日(水)～令和4年1月6日(木)
5	参加資格確認結果通知	令和4年1月11日(火)
6	提案書類提出	令和4年1月13日(木)～令和4年1月20日(木)
7	プレゼンテーション 及びヒアリング	令和4年1月27日(木)予定 プレゼンテーションの日時、場所は後日通知する。
8	審査結果通知	令和4年1月31日(月)予定
9	契約締結	令和4年4月1日(金)予定
10	業務開始	令和4年7月1日(金)

※1 日付は予定のため変更する場合がある。

※2 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、プレゼンテーション及びヒアリングの方法を変更する場合がある。

### 4 応募に関する要件

#### (1) 参加資格要件

本プロポーザルに応募する者は、参加表明書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて備えている者であること。また、参加表明書の提出期限から契約締結までの日に、下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱(平成23年告示第55号)に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱(平成25年磐田市告示第72号)に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 磐田市内に主たる営業所である本社を有する者であること。
- ⑤ ④の本社が、磐田市の物品製造等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ⑥ 令和3年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある73 その他委託のうち13一般廃棄物処理業務に登録されている者であること。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑧ 令和元年7月1日以降に本市の家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の受託実績

を有している者、又は磐田市一般廃棄物収集運搬業の許可（取り扱いの種類 厨芥類、木屑、紙、布）を有している者であること。

- ⑨ 国税、県税、市税に滞納がない者であること。
- ⑩ 静岡県事業継続計画モデルプラン（第2版）と同等レベル以上の事業継続計画（BCP）が策定されていること。

(2) 共同企業体での応募

共同企業体を構成して応募する場合は、次の事項について留意すること。

- ① 代表となる者を定めること。
- ② 共同企業体については、2者又は3者で構成され、次の要件を満たしていること。
  - ア 構成員は、「4(1) 参加資格要件」に掲げる要件をすべて備えている者であること。
  - イ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、その代表者は、その比率の最大の者で、かつ、より大きな業務能力・体制を有するものであること。
- ③ 代表者の変更、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。ただし、委託者が特段の事情があると認めた場合は、この限りではない。
- ④ 応募者と関連会社の関係にある者が、他の応募者、共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① この要領に定める手続以外の手法により、磐田市一般廃棄物定期収集委託事業者検討委員会（以下「委員会」という。）の委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 公正を欠いた行為があったとして委員会が認定した場合
- ④ 委員会が本実施要領に違反すると認める場合
- ⑤ 見積額が、上記「2(5) 契約限度額」を超える場合
- ⑥ 提出書類が所定の日時までに所定の場所に提出されなかった場合
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合

(4) 参加における制限

① 参加の制限

本プロポーザルへの参加において、一事業者が参加できる範囲は次の業務委託一覧表の範囲とし、一事業者が複数の地区のプロポーザルに参加することができるが、一地区において単独事業者又は当該単独事業者を構成員とする共同企業体が同一地区のプロポーザルに重複して参加することはできない。

この制限は、一事業者について単独事業者又は共同企業体としての参加に関わらず適用するものとする。

【例】同一地区のプロポーザルにおいて、単独事業者Aが参加した場合、単独事業者Aが構成員となっている共同企業体は参加できない。また、共同企業体が参加した場合、構成員となっている単独事業者は参加できない。

② 受託業務の制限（複数業務受託の禁止）

応募者の履行能力を超えた受託の防止及び受注機会の均等化等を図るため、次の業務委託一覧表の範囲内で一事業者が受託できる業務は、1契約までとする。

この制限は、一事業者について単独事業者又は共同企業体としての契約に関わらず適用するものとする。

【例】単独事業者Aが次の業務委託一覧表内の業務を受託した場合、単独事業者Aが構成員となる共同企業体は同表内の他業務を受託できない。また、共同企業体が次の業務委託一覧表内の業務を受託した場合、構成員となっている単独事業者は同表内の他業務を受託できない。

業務委託一覧表
磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（磐田地区その1）
磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（磐田地区その2）
磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（福田・竜洋地区）
磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託（豊田・豊岡地区）

※プレゼンテーションの順番は順不同とする。

## 5 参加表明書の提出

応募を希望する者は下記により提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 事業者概要（様式第2号）
- ③ 国税、県税及び市税の納税証明書または完納証明書
- ④ 事業継続計画（BCP）
- ⑤ 共同企業体の場合は、上記書類に加え次の書類
  - ア 委任状（様式第3号）
  - イ 共同企業体協定書（出資比率、組織、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し（任意様式）
  - ウ 共同企業体の構成員を記載した書類（任意様式）

(2) 提出期限

令和4年1月6日（木）（必着）

9時から17時までとする。ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日並びに令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）までの年末年始を除く。

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、事務局まで書留郵便で送付すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を令和4年1月11日（火）に参加表明書記載のメールアドレスに送信し、合わせて郵送する。

なお、確認結果に関する異議等は受け付けない。

(5) その他

応募者は、提案書等の提出期限まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、参加辞退申出書（様式第4号）を提出することとし、提出方法は郵送又は持参とする。郵送の場合は、事務局まで書留郵便で送付すること。

## 6 質問書の受付及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第5号）により電子メールで提出すること。また、メール送信後、同日中に事務局あてに必ず確認の電話を行うこと。電子メールのタイトルは【磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託に係る質問書】とする。

なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和3年12月2日（木）15時まで（必着）

(3) 質問への回答

令和3年12月8日（水）15時までに磐田市ホームページで公表する。

回答にあたり、質問した事業者名は公表しない。なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがある。

## 7 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 業務実績確認書（様式第6号）
- ② 見積書（様式第7号）
- ③ 直近3事業年度における貸借対照表、損益決算書及び事業報告書
- ④ 提案書（様式第8号）

提案書は、様式中における指示に基づき作成すること

各提案につきA4判1枚以内とすること。

(2) 書類製本方法

各様式はホチキス止めはせず、左側に2つ穴をあけた上、フラットファイルにファイリングすること。また表紙に応募する業務委託名、応募者名を記載すること。

(3) 部数

11部（正本1部、副本10部）

正本には社名、代表者印のあるもの、副本については、代表者印のないものとする。

(4) 提出期間

令和4年1月13日(木)～令和4年1月20日(木) (必着)

9時から17時までとする。ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日並びに祝日を除く。

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、事務局まで書留郵便で送付すること。

## 8 プロポーザル方式による選定方法等

(1) 選定方法

本プロポーザルは、委員会を設置し、候補者の選定を行う。

提案書等の書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングにて審査し、点数が最も高い応募者を候補者に、次順位の応募者を次点候補者として選定する。

ただし、審査での点数が、満点の6割に満たなかった場合は候補者として選定しない。

(2) 審査結果の通知等

審査結果については、すべての応募者に書面で通知するとともに、市ホームページで公表する。

なお、選定に関する異議等は受け付けない。

また、複数の地区のプロポーザルにて候補者となった者は、審査結果の通知日から起算して10日以内に、受託を希望する1業務委託を、本市に書面にて提出するものとする。受託を希望した以外の業務委託については、候補者としての選定を無効とし、次点候補者を候補者とする。

(3) 審査基準及び配点

項目		配点	
運営基盤	事業所の状況	10	30
	業務実績	10	
	経営状況	10	
運営体制	安全・確実な収集	10	40
	人員の配置	10	
	業務の効率化	10	
	危機管理	10	
新規提案	市民対応	15	30
	地域貢献	10	
	環境配慮	5	
合計		100	

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 予定日  
令和4年1月27日（木）  
※日程は変更になる可能性がある。日時、場所は後日通知する。
- (2) 場所  
磐田市役所内会議室
- (3) 出席人数  
4名以内とする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング時間  
プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。
- (5) プレゼンテーション内容の説明  
プレゼンテーションでは、提出した提案書に沿って説明すること。なお、パソコンを使用して説明を行うことも可。（パソコンは提案者持参のこと。プロジェクター及びスクリーンは事務局が準備する。）

## 10 契約の締結

- (1) 契約書  
契約の締結にあつては、契約書を作成する。ただし、契約締結に必要な費用は、候補者の負担とする。
- (2) 契約に係る交渉及び見積書の提出  
本プロポーザルは業務受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容については、本市作成の仕様書（案）を素案としながらも、候補者からより優れていると認められる提案があつた場合には、候補者と本市が改めて協議し仕様を確定し見積徴取を行うものとする。ただし、候補者に事故等があり、契約が不調となつた場合は、次点候補者に対し同様の交渉を行い、見積徴取を行うものとする。
- (3) 契約及び手続きは、磐田市契約規則及び業務委託契約約款による。
- (4) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (5) 候補者が契約締結までに、業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、業務受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (6) 当該契約に関する再委託は認めない。
- (7) 市は、業務履行期間のうち令和4年度の当該業務予算の減額又は削除があつた場合は、契約の予定を取りやめることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

## 11 使用言語及び単位並び時刻

各様式において、特別に指定するもの以外は、プロポーザル実施に関して使用する

る言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 12 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。
- (2) 提案書を提出する者が、他のコンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、提案書にその旨を明記するものとする。
- (3) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とする。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出者に返却しないものとする。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して磐田市物品製造等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (7) 提出書類等は、磐田市情報公開条例に基づき公表することがあることに留意して作成すること。
- (8) プロポーザルに参加する事業者が1者となった場合でも、プロポーザルは実施する。

## 13 事務局

〒438-0061 静岡県磐田市刑部島301番地  
磐田市 環境水道部 ごみ対策課  
電話：0538-37-4812 FAX：0538-36-9797  
E-mail：gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp